

7 中学校柔道部活動中における事故【事故⑦】

基礎情報			
事故発生時期	平成 28 年5月	被害生徒及び事故種別・ 被害程度	中学3年生男子1名 急性硬膜下血腫、後遺症 発生
訴訟の有無	無し	報告書作成までの期間	8か月
事故の概要			
活動種別	部活動		
事故発生の概要	平成 28 年5月、中学校での柔道部活動中に3年男子生徒が約束練習で投げ込みを行っていた時に、生徒の一人が頭痛を訴えた。しばらく休んでいた後、立ち上がり歩き出したところでその場に倒れ、意識を失いつつあったため、病院に救急搬送された。急性硬膜下血腫と診断され緊急手術を受けた。後遺症が残った。		
事故の要因			
S (Software)	学校事故を防止するための研修や安全教育、マニュアルや規則、指導計画	●直近で、他にも3年女子が右足甲のけがを負う事故が発生していたことを考えれば、投げる側の生徒への指導内容や練習計画全体について、より慎重に検討する必要がある。	
L ₁ (Liveware ₁)	当該事故で被害児童生徒を直接指導していた教員やスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ●正副指導者により練習メニューが作成されているが、投げ技による危険リスクの予測が不十分だった。 ●指導体制について、当日は副顧問が一人で指導しており、事故を起こした3年生が視界から外れることがあった。 ●他の生徒を指導するときも、事故を起こした生徒が常に見える位置に立つことが望ましかった。 ●二人の体重差が 69kg であり、約束練習ではかける技を限定したり、かけ方に制限を加えるなどの配慮が必要であったと思われる。 ●被害生徒は久しぶりの練習であったため、体力や身のこなしがやや薄れていたことが考えられるが、指導者としては、当日の生徒の健康状況だけでなく、直近1週間程度の練習状況や体力を考慮する必要もあったと思われる。 	
L ₂ (Liveware ₂)	被害児童生徒及びその家族、被害児童生徒以外の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ●久しぶりの練習となり、普段以上に感覚が薄れていた。 ●被害生徒の相手生徒は身長で 16cm、体重で 69kg 上回っていたが、当時、被害生徒は他の初心者と組むことはできなかった。 	

有識者による事故の検証	
調査委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授(保健体育) ・県柔道連盟指導者資格委員会委員長 ・市医師会医師 ・弁護士 ・県教育委員会保健体育課 <p>[5名]</p>
提言された対策	
S (Software)	<ul style="list-style-type: none"> ●技能や体格差・体重差に十分配慮した練習を行うべきである。 ●救急対応に関しては、意識障害の兆候が見られた場合は、直ちに救急車を要請すべきである。 ●学校は事故等発生時の危機管理マニュアルを作成し、万が一事故が発生した場合は、そのマニュアルに従って迅速かつ適切に対応する必要がある。
L ₁ (Liveware ₁)	<ul style="list-style-type: none"> ●約束練習や投げ込み練習を指導する場合には、投げられる部員の頭部が受ける衝撃を考慮すべきである。 ●指導者は、部員の実態に応じた練習計画を作成するとともに、練習に伴う危険性を明確に示すことにより安全意識に努めるべきである。 ●指導者は、部員の健康状態等を踏まえ、練習内容や練習時間、水分の補給に十分配慮する必要がある。 ●指導者は、部員の技能や体格の差に十分配慮した練習内容と方法を工夫し、段階的・計画的な指導を行う必要がある。 ●練習前、練習中を問わず、体調が悪い時は躊躇せず、指導者に申し出るよう日頃から指導しておくべきである。
m (management)	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に施設・設備・用具等の点検を行うなど、学校全体で安全意識を高める必要がある。